

補助金交付申請書

平成 年 月 日

飛島村長 様

住 所 飛島村竹之郷三丁目1番地

保護者氏名 飛 島 太 郎 印 ← 押印の確認
(保護者の方)
電 話 5 2 - 3 3 5 1

飛島村補助金交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助年度 平成△△年度
- 2 補助事業名 飛島村私立高等学校授業料補助金
- 3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

年間の納付する授業料を
記入してください。

補助事業に要する経費	金 3 5 0 , 0 0 0 円
補助金交付申請額	金 1 0 , 0 0 0 円

- 4 補助事業の目的
私立高等学校等に在籍する者の保護者の経済的負担軽減を図るため、授業料を補助する。

- 5 補助事業実施時期 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 空欄で！

- 6 添付書類
 - (1) 私立高等学校等生徒調書
 - (2) 村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
 - (3) 請求書（様式第9号）
- 添付されているか確認

記入例

私立高等学校等生徒調書

生徒の氏名	飛 鳥 花 子	} 要記入
生徒の住所	飛鳥村竹之郷三丁目1番地	
学 校 名	飛鳥高等学校	
課 程 学科・学年	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">全日制</div> 定時制・高等課程 普通科 3学年	
<p>本調書記載の生徒は</p> <p>(1) 10月1日現在において、本校に在学中である。</p> <p>(2) 授業料を免除されていない者である。</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; width: 80%;"> <p>(証明機関)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 50px;"> 印 </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>学校の証明 必要</p> <p>↓</p> </div> </div>		

- 注1) この調書は、飛鳥村私立高等学校授業料補助金の申請に必要な提出書類となりますので、必要事項を記入し、**証明事項欄に通学校の証明を受けてください。**
- 2) この調書を提出するときは、補助金の口座振込先を確認できるもの（預金通帳等）を持参してください。※郵便局への口座振込はできません。
- 3) 住所等（退学、転学含む）を異動したときは、速やかに届け出てください。

【飛鳥村教育委員会】

様式第9号（第16条関係）

ゆうちょ銀行には
振り込みできません。

振 込 先	口座番号	あいち海部 銀行 飛 島 支店 第1234567号 農協 普通 当座
	口座名義 (保護者)	フリガナ トビ シマ タ 郎 飛 島 太 郎 ← フリガナ必要

保護者の口座に
振込をします。

請 求 書

金 1 0 , 0 0 0 円

ただし、平成△△年度飛島村私立高等学校授業料補助金として

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

住 所 飛島村竹之郷三丁目1番地

氏 名 飛 島 太 郎 印 ← 押印の確認

(連絡先 電話 52-3351)

飛島村長 様

様式第 1 号添付書類（別紙 1）

村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書

平成 年 月 日

飛島村長 様

住 所 飛島村竹之郷三丁目 1 番地

(保護者)

氏 名 飛 島 太 郎 ← 押印の確認

村税納付状況確認

私（法人（団体）を含む。）の飛島村の村税等納付状況（滞納の有無のみ。）を、補助金所管課の課長（補助金所管課長は地方税法第 1 条第 1 項第 3 号に基づき村長が委任した徴税職員。）が、税務課等（国民健康保険税にあつては住民課、農業集落排水処理施設使用料及び堤塘使用料にあつては建設課、介護保険料及び保育料にあつては保険福祉課）の徴税職員に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものに○を付してください。

同意されない場合には、村税等の課税の有無にかかわらず、飛島村役場において交付される次の①から③の証明書を添付して申請してください。（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限り。）

- ①「納税証明書」又は「非課税証明書」（村税及び国民健康保険税）税務課窓口
- ②「使用料等納付証明書」（農業集落排水処理施設使用料及び堤塘使用料）建設課窓口
- ③「使用料等納付証明書」（介護保険料及び保育料）保健福祉課窓口

なお、これらの証明書の交付には、1 通あたり 200 円の手数料が必要です。（計 600 円）